

# 災害時を想定した平時における燃料等の 供給手段の確保について

## 今冬期(平成29年11月～平成30年4月)北陸地方を中心とした大雪

○平成30年の日本の冬は冬型の気圧配置が強く、特に2月上旬に福井県(北陸地方)で記録的な降雪が発生。

(全国被害)人的被害:死者116人、重傷者624名、軽傷者915名  
住家被害:全壊9棟、半壊18棟

(内閣府とりまとめ:「今冬期の大雪による被害状況等について」(平成30年5月15日時点)より)

## 平成30年2月4日からの福井県を中心とした豪雪

(医療機関の被害及び福井県の対応)

○2月6日 13:39 福井県がEMISを警戒モードに変更し、情報収集。

○福井県福井市の1病院、福井県勝山市内の2病院の重油又は灯油の調達について支障が発生。福井県災害対策本部で対応し、重油等の供給は行われた。

# 福井県内の豪雪による災害状況

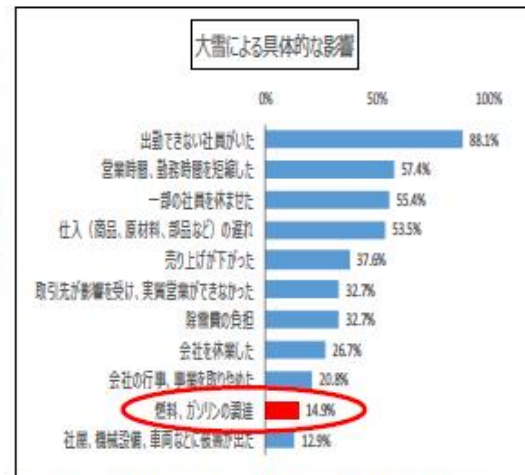
## ■ 福井県嶺北地区の石油出荷基地と幹線道路



- ◆ 2月4～13日まで2度にわたって降り続いた大雪は、福井県では「56豪雪」以来の積雪となった。
- ◆ 全鉄道が終日運休、北陸道が通行止め。国道8号線の坂井市～あわら市間で、6日から数日間にわたり約1500台の車両が立ち往生、嶺北地区の交通網が麻痺状態に。
- ◆ 坂井市三国町の石油出荷基地（油槽所）と幹線道路を結ぶ国道・県道などが6～10日の間、通行不能に陥った。
- ◆ 7日以降に、福井県内の22の中核SSを含む「在庫切れ」が多数発生。



国道で立ち往生するトラックなど  
(2018年2月7日15時半)  
【国土交通省提供】



(出所) 2018年2月18日付福井新聞記事を基に作成

(出典) 福井県石油商業組合、全国石油商業組合連合会資料より

上記のような豪雪による状況の中、福井県災害対策本部経由で、石油組合に対して日頃から納入実績がない基幹病院から燃料供給の緊急要請があったが、納入する燃料の油種、搬送するタンクローリーの燃料パイプの口径等の情報収集に時間を要した。

# 災害拠点病院指定要件(抄)

## (2) 施設及び設備

### ① 医療関係

#### ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。～

イ (略)

#### ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)。

## 議論いただきたい内容

- 災害拠点病院については、食料、飲料水、医薬品だけでなく、燃料についても、地域の関係団体(組合等)・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えることをその指定要件に加え、特定の業者が、被災等で燃料を配送できなくなる事態に備え、平時から協定を締結した相手と、燃料の供給を受けるために必要な情報の共有等の関係構築を図るよう求めてはどうか。
- 災害拠点病院以外の医療機関に対しても、食料、飲料水、医薬品、燃料について、特定の業者が被災等で配送ができなくなる事態に備え、平時から、複数の業者等と、燃料の供給を受けるために必要な情報の共有等の関係構築を図るよう努めることが重要である旨を周知してはどうか。

## (参考)

平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(抄)(平成29年7月25日閣議決定)

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

#### (6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① (略)
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

※ 「国等」とは国及び公庫等をいい、具体的には以下のとおり。

- ① 国: 財政法第21条に規定する衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院並びに内閣・内閣府、復興庁及び各省
- ② 公庫等: 独立行政法人、国立大学法人、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人、沖縄振興開発金融公庫、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構及び日本中央競馬会